役員及び評議員の報酬に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、社会福祉法人慈幸会（以下「当法人」という。）の定款第８条及び第２１条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいう。

（２）評議員とは、定款第７条に基づき置かれる者をいう。

（報酬の支給）

第３条　当法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

２　評議員には、定款第８条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

　（理事会及び評議員会の出席報酬等）

第４条　理事長以外の理事（以下「その他理事」という。）が理事会に出席したときは、別表１により１日分の報酬を支払うことができる。

２　評議員が評議員会に出席したときは、別表１により１日分の報酬を支払うことができる。

　（理事長の勤務報酬等）

第５条　理事長が理事会及び評議員会出席及びそれ以外の日において、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表２により報酬を支払うことができる。

２　その他理事が理事会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表２により報酬を支払うこ

とができる。

　（監事の報酬等）

第６条　監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表１により１日分の報酬を支払うことができる。

２　監事が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の指導監査への立合及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表２により報酬を支払うことができる。

（出張旅費等の支給）

３　役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、出張旅費等の規程により出張旅費等を支給することができる。

４　旅費は、実費を支給する。

５　業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給することができる。

（兼務役員）

第７条　施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することができる。

（報酬の支給日）

第８条　理事長の報酬は、毎月３０日に支払うものとする。なお、支給日が金融機関の休業日にあたる場合には、それぞれの前日若しくは前々日に支払うものとする。

２　その他理事及び評議員の報酬は、業務にあたった都度遅滞なく支払うものとする。

（報酬の支給方法）

第９条　報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意があるときは､本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振込む方法によることができるものとする。

２　報酬は､法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公表）

第１０条　当法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第１１条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（補則）

第１２条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附　則

この規程は公布の日から施行し、令和３年３月１日から適用する。

別表１（出席報酬日額）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　別 | 区　分 | 報　酬 |
| 理事会出席報酬等 | その他理事 | １２，０００円 |
| 監事 | １２，０００円 |
| 評議員会出席報酬等 | 評議員 | １２，０００円 |
| その他理事 | １２，０００円 |
| 監事 | １２，０００円 |

別表２（勤務等報酬額）

|  |  |
| --- | --- |
| 種　別・区　分 | 報　酬 |
| 理事長業務報酬　　　 　　(月額） | ３００，０００円 |
| その他理事　　　　　　　　 　　(日額) | １０，０００円 |
| 評議員　　　　　　　　　　　　 (日額) | １０，０００円 |
| 監事　　　　　　　　　　　　 　(日額) | １０，０００円 |
| 監事監査指導報酬 　(日額） | １２，０００円 |
| 〃　　(決算等経理関係) 　(日額) | ２０，０００円 |